

## 奈良県選挙管理委員会告示第百二十号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査において使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和八年一月二十七日

### 一 投票用紙

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

奈  
良  
県  
選  
挙  
管  
理  
委  
員  
会  
印

第二十七回

最 高 裁 判 所 裁 判 官

國 民 審 査 投 票

○ 注 意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、  
その氏名の上の欄に×を書くこと。

二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、  
何も書かないこと。

×を  
書く  
欄

裁  
判  
官  
の  
氏  
名

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

## 二 点字用投票用紙

点字投票

### 第一十七回

最高裁判所裁判官国民審査投票

#### ○ 注 意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、  
その氏名を書くこと。

二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、  
何も書かないこと。

奈良県選  
挙管理委  
員会印

## 備考

- 一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
- 二 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷するものとする。
- 三 点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「国審」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「こくしん」と表示したものをお貼りする。